



三労発基 1124 第 11 号
令和 2 年 11 月 24 日



独立行政法人労働者健康安全機構
三重産業保健総合支援センター所長 殿

三重労働局長
(公印省略)

情報通信機器を用いた労働安全衛生法第 66 条の 8 第 1 項、第 66 条の 8
の 2 第 1 項、第 66 条の 8 の 4 第 1 項及び第 66 条の 10 第 3 項の規定に
基づく医師による面接指導の実施について

平素は、労働行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の 8 第 1 項、第 66 条の 8 の 2 第
1 項、第 66 条の 8 の 4 第 1 項及び第 66 条の 10 第 3 項に基づく面接指導について、
別添のとおり情報通信機器を用いた運用に係る留意事項が示されました。

つきましては、傘下団体、会員、事業場等に対して、周知に御協力を賜りますよ
う、お願い申し上げます。